

ご参加ください「市政懇談会」

市では、市民の皆さんの「声」を市政に反映させるため、市政全般についての意見交換を行う「市政懇談会」を開催します。

次の地区で懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

▶開催日時・場所

【南河原】9月25日(火)午後6時30分～8時・南河原公民館

【忍】10月5日(金)午後6時30分～8時・忍・行田公民館

▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)



旧忍町信用組合店舗を活用したカフェがオープンします

水城公園東側園地に移築・改修・復原した市指定文化財「旧忍町信用組合店舗」内にカフェが9月22日(土)にオープンします。ぜひ来店ください。なお、開店に先立ちオープニングセレモニーを開催します。

オープニングセレモニー

▶日時 9月22日(土)午前10時30分

▶営業時間 午前11時～午後4時(水・木曜日定休)

▶運営事業者 行田レインボーネットワーク

▶その他 カフェで働いていただける方を募集しています。業務内容は調理、接客などです。詳細はホームページ(<http://oshimachicafe.main.jp/>)をご覧ください。

▶問い合わせ 同ネットワーク ☎556-4330



岡山県倉敷市へ災害支援のため職員を派遣しました

市では平成30年7月豪雨により被害を受けた岡山県倉敷市へ7月28日～8月4日の8日間、災害支援のため罹災証明発行に必要な住家被害認定調査業務に従事する職員1人を派遣しました。

利根川、荒川の二大河川に挟まれた本市においても、今回の災害を対岸の火事とせず、これまで以上に万全の備えを構築していきます。



住宅街に高く積まれた災害ごみ



倉敷市に災害支援のため派遣された地域づくり支援課 主幹 風間 正博

私が目の当たりにした現状は、新聞・テレビなどで報道されていた以上に厳しく、各家庭などから出された災害ごみは道路沿いに高く積まれていました。その処理には多くの時間と費用を要し、今後もさらに人手が必要との印象を受けました。

被害確認業務では調査の際に支給されたスマートフォンが酷暑のため、操作ができなくなるトラブルもありましたが、できるだけ早く罹災証明が発行できるよう迅速な調査・判定に努めました。

被災地の皆さんは大切な方々や財産を失い、精神的な被害も大きく、心のケアなども含め、官民が一体となって復旧・復興に力を注ぐことが急務と感じました。

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

「市長への手紙」⑤4

このコーナーは、手紙や電子メールなどにより、市長へご意見・ご提言などをいただいたものの中から、その一部を紹介するものです。

なお、原則として、回答を希望するものを紹介しています。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

意見

市内で催しがあるとき、開始などを告げる花火(空砲)が上がるが、どこで行われるのか知りたい。

回答

開始などを告げる花火(空砲)については消防署本署に届け出が出されるので、同署(☎550-2123)にお問い合わせください。

また、市主催の催しなどについては、市ホームページ内の「イベント情報」や「市報ぎょうだ」への掲載に努めていきますので、引き続きご覧いただきますようお願いいたします。

意見

「浮き城のまち安全・安心情報メール」で犯罪不審者情報が送られてくる。特に日没が早くなる冬などは、不審者の発見が遅くなるなどの心配があるため、路地の街灯を設置してほしい。

回答

防犯灯は、各地域の実情に応じて最適な設置ができるように、各地域の自治会の皆さんに設置と維持管理をしていただいています。市民の皆さんが自治会活動の中で意見を反映し、設置する灯数、場所などを検討した上で設置となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

県内で自転車乗用中の交通死亡事故が多発しています

自転車利用者の交差点での安全不確認により、左右や対向から来る車両と衝突する事故が多発しています。平成30年7月末現在、県内の自転車乗用中の死者数は、25人となっており、前年に比べ7人増加しています。自転車を運転する際は、特に交差点に注意し、信号や一時停止を必ず守り、見通しが悪い場所では一旦停止して安全確認を確実に行うなど交通ルールの遵守を徹底しましょう。

市内の交通事故状況

	人身事故			物件事故
	件数	死者数	傷者数	
平成30年7月末	197件	1人	245人	967件
平成29年7月末	220件	2人	271人	957件
増減	-23件	-1人	-26人	10件
増減率	-10.5%	-50.0%	-9.6%	1.0%

※各年とも1月からの集計数で平成30年分については、速報値です。

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

▶問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)

